

——— 不落随契原則廃止など

入札適正化策を初公表

——— 防衛施設庁

防衛施設庁は13日、不落随契の原則廃止や低入札価格調査対象工事の前払金の縮減など、すでに4月から実施している入札契約の適正化促進策を公表した。同庁がこうした入札契約に関わる取組み策を示したことは異例。工事発注が集中する第2・3四半期に合せ、国交省にならって、初めて公表した。

従来、競争入札の場合、再度入札において落札者がいない場合は、予算決算及び会計令第99条の2に規定する随意契約(不落随契)を行っていたが、これを当分の間は原則廃止。入札は2回までとし、落札者がいない場合は再公募か業者の指名替えとする。

また、入札ごとに最低入札者名と最低入札金額を入札執行官が読み上げていたものを最低入札金額のみとした。しかし、最低落札者決定時に限り、落札者名と金額を読み上げる。

さらに、今年度の電子入札対象案件では、工事概算額が2億円以上の工事、工事概算額が1億以上2億未満の土木建築一式工事以外の支出負担行為行為担当官が指定した工事、その他の支出負担行為担当官が指定した工事を対象とする。

他に、今年3月の建設業法改正に伴い、公共工事の現場に専任配置が義務付けられている監理技術者の要件に、監理技術者資格者証の取得に加え、監理技術者講

習修了書を必須とした。

一方、談合やダンピング防止策として、低入札価格調査対象工事の前払金を現行の4割以内から2割以内に縮減する。また、公募型指名競争入札を対象に、指名業者名と指名理由を契約締結後(事後)の公表とした。

さらには、一般競争入札の全ての工事、公募型指名競争、2億円以上の指名競争入札などを対象に工事費内訳書の提出を義務付けた。同庁の昨年度の実績では、一般競争入札が19件、指名競争入札工事が1200件で、うち2億円以上の工事は100件程度となっている。

防衛施設庁において実施する建設工事等に係る入札・契約の より一層の適正化に向けた取組について

防衛施設庁においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同指針の主旨を踏まえ、契約事務の透明性・公正性の確保に努めているところでありますが、一層の適正化の促進に向け平成16年度から下記の取組を行っています。

記

1. 透明性・公正性・競争性の向上

(1) 不落随契の原則廃止

競争入札の場合、再度入札においても落札者がいない場合には、予算決算及び会計令第99条の2に規定する随意契約（不落随契）を行っていましたが、工事・建設コンサルタント業務等において、当分の間、不落随契の手続は原則行わないこととします。

これにより、入札は2回までとし、落札者が決定しない場合は、原則として再公募若しくは業者の指名替え等、入札の再手続きの措置を行うこととします。

(2) 入札執行時の読み上げ事項の取扱いの変更

競争入札の場合、これまで、各回の入札毎に最低入札者名とその入札金額を入札執行官が読み上げていましたが、最低入札金額のみを読み上げることとし、落札者決定時に限って落札者名とその入札金額を読み上げることとします。

(3) 電子入札の導入促進

平成16年度の電子入札対象案件の範囲を以下のとおりとします。

[工 事]

- ① 工事概算額が2億円以上の工事
- ② 工事概算額が1億円以上2億円未満の土木建築一式工事以外で支出負担行為担当官等が指定した工事
- ③ その他支出負担行為担当官等が指定した工事

[業 務]

- ① 業務概算額が1千万円以上の業務
- ② その他支出負担行為担当官等が指定した業務

(4) 建設工事発注に係る監理技術者の取扱い

従来、公共工事の現場に専任で配置しなければならない監理技術者の要件として、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者であることと規定していましたが、建設業法の改正に伴い、平成16年3月1日以降に「監理技術者資格者証」の交付を受けた技術者は、「監理技術者資格者証」に加え「監理技術者講習修了証」が必要となります。

2. 談合・ダンピング等不正行為の防止

(1) 低入札価格調査対象工事における前金払いの縮減

請負代金額の4割以内としている前金払いの範囲について、予算決算及び会計令第86条に規定する調査（いわゆる「低入札価格調査」）を受けた者との契約に関しては、請負代金額の2割以内に縮減します。

(2) 指名業者名及び指名の理由を契約締結後に公表

公募型指名競争入札及び競争性を高めた公募型指名競争入札を対象とし、指名業者名及び指名の理由については、契約締結後に公表することとします。

(3) 一定規模以上の工事について、工事費内訳明細書の提出を義務付け

工事費内訳明細書の提出を義務付ける対象工事を以下のとおりとします。

- ①一般競争入札に付する工事
- ②競争性を高めた公募型指名競争入札に付する工事
- ③工事概算額が2億円以上の指名競争入札に付する工事
- ④その他、支出負担行為担当官等が必要と認める工事

3. 平成17・18年度建設工事の競争参加資格審査のインターネットを活用した一元的な受付について

建設工事の平成17・18年度競争参加資格に関する申請手続きについては、国土交通省を一元受付の窓口として、インターネットを活用した受付を実施することとなります。

これにより、申請者は、競争参加資格に関する申請手続きを従来どおり各防衛施設局等への紙による申請方法と、インターネットを利用して行う方法のどちらかを選択することとなります。

また、インターネットを利用して行う方法の詳細な申請手続き等については、一元的な受付の窓口である国土交通省より、今後、別途公表されることとなります。

なお、建設コンサルタント業務については、当分の間、従来どおり各防衛施設局等において紙による申請受付を行います。

以 上